

令和7年10月6日

部長、消防長、上下水道局長、事務局長
市民センター長、会計管理者、次長 様

唐津市長 峰 達 郎

令和8年度予算編成方針について

1 経済情勢と国の財政運営の動向

わが国の経済は、月例経済報告によれば「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している」とされ、先行きについても「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される」とされる一方、「米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である」などと判断されている。

このような中、国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、「「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ」をテーマに掲げ、国民の所得と経済全体の生産性を向上させることを目指し、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を着実に執行するとしている。これを踏まえ、令和8年度予算については、地方創生2.0の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大等、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることとするとしている。くわえて、新内閣の経済対策の動きにも注視する必要がある。

本市においても、こうした国の考え方と動向を注視しながら、影響のある施策について適宜適切に対応していくことが必要である。

2 本市の財政状況

本市の財政状況は、社会保障費の増加や、物価上昇による経費の著しい増加のほか、公共施設の更新投資、災害復旧や近年の大型投資に係る起債償還など、今後も多額の財源が必要になる見通しである。

ここ数年、モーターボート競走事業やふるさと寄附金により、臨時的な経費へ充てる財源は一定程度確保できており、くわえて本市税収もわずかながら増加傾向ではあるものの、一般財源の増加を上回るペースでの経費増を補うには不十分であり、今後の財政運営はさらに厳しさを増すことが予想される。

こうした現状を踏まえ、将来に向けた持続可能な行財政運営を確立するためには、新たな行政評価による業務の見直しや、定員管理計画に基づく職員数の適正化、限りある歳入に見合った歳出規模への抑制、歳入確保の取組みの強化に努め、基礎的な行政サービスを含めた真に必要な経費に安定的かつ継続的な財源を措置することが必要である。

予算編成及び執行にあたっては、職員自らが市政や市の財政状況を常に認識し、知識と経験を最大限に発揮するとともに、全庁的な視点と経営感覚を持って、聖域を設けることなく、全ての事業について優先度をつけて取捨選択を行うなど、将来負担の軽減と健全化に不断の努力を続けていかなければならない。

同時に、響創のまちづくり基金（ボート収益分）やふるさと寄附金基金を有効に活用し、第3次唐津市総合計画に基づく施策を着実に展開していくことが重要である。

3 予算編成の基本方針

このような中、令和8年度当初予算編成においては、第3次唐津市総合計画が目指すまちの姿の実現に向け、既存事業の見直しにより新規・拡充事業の財源を生み出すとともに、歳入確保への意識を高め、財源措置に関する情報を幅広く収集し、必要な財源の確保に努めることとし、また、臨時的な経費については基金を有効に活用するなどして、選択と集中による戦略的な財政運営を推進することを基本方針とする。

加えて、次に掲げる事項を重点項目とし、市民の期待に真に応えうる予算を編成するものとする。

(1) 市民によりそう施策の充実

市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、高齢者、子育て世帯、障がいのある人など、市民一人ひとりの暮らしによりそう地域社会を目指し、福祉・子育て支援、教育をはじめとした施策を充実させること。

(2) 市民を支える経済発展施策の推進

地域の特性や資源を活かした産業振興、関係人口の拡大、農林水産業の強化を進め、地域の活力を高めるとともに、持続可能な経済基盤の確立に資する施策を推進すること。

(3) 財政健全化に向けた行財政改革と公共施設再編の推進

持続可能な財政基盤の確立と健全な財政運営のため、新たな行政評価による事務事業の見直しや業務の効率化を進めるとともに、適切な歳出の抑制、歳入対策や自主財源の安定確保に取り組むこと。

あわせて、公共施設再配置計画の短期計画に掲げる再編、除却を計画的に進めること。

予算編成の考え方

1 部の予算編成の考え方

- (1) 各部局は、行政評価等での指摘事項を踏まえ、市民センター所管事業も含めた部局全体の予算編成の考え方（重点化する事業）を明確にし、主要施策及び懸案事項については市長及び副市長と協議・調整を行ったうえで、予算編成の事務を進めること。
- (2) 各市民センターは、センター固有の行政課題を的確に把握し、事業の必要性を十分に精査したうえで、本庁所管課と協議を行い、その協議結果を踏まえて予算要求を行うこと。また、「エリア活性化プロジェクト」に位置付けられる事業についても、本庁所管課と協議のうえ予算要求を行うこと。
- (3) 市長公約事業及び「第3次唐津市総合計画」に掲げた主要施策は、予算に適切に反映させ、取り組んでいくこと。

2 将来推計人口、将来職員数を念頭においた行政運営

- (1) 投資的事業や事務事業の企画立案には、人口減少に対応した行財政運営のあり方を、長期的な視点に立って取り入れること。
- (2) 施設の管理運営のあり方、事務の効率化（集約化、省力化など）について、将来推計人口や深刻化する労働供給制約、定員管理計画を十分念頭に置いて見直しを行っていくこと。

3 市民によりそう施策

- (1) 職員一人ひとりが、市民の声に耳を傾け、従来の施策や事業の目的及び有効性を検証し、新たな発想による有効な施策展開を行うこと。
- (2) 要望書等の提出がなされている事項については、必要性等を十分に精査し、対応を行うこと。その際、要望書については、写しを添付すること。

4 課題への対応

- (1) 決算審査をはじめ市議会における意見については、その内容を十分に検証し、過大な要求とならないよう確実な経費の見積りを行うとともに、事業の制度設計の熟度を上げ、十分な説明責任を尽くせる要求を行うこと。
- (2) 監査委員の監査結果については、適切な予算措置を行うこと。
- (3) 内部統制により整備上の重大な不備を覚知した場合は、予算内容について所要の改善を行ったうえで要求すること。
- (4) 過去の予算査定における課題を解決する要求を行うこと。

5 国・県の動向の把握

国の概算要求、地方財政計画、県の予算要求の状況等の最新情報に細心の注意を払い、的確な把握に努め、内容を十分に検証したうえで、予算に反映させること。

6 事業費要求枠

義務的経費及び災害復旧費を除いた経費については、財政課から部毎に提示する一般財源の範囲内で要求するものとする。

ただし、臨時的・時限的に行う事業については、基金（公共施設整備基金、響創のまちづくり基金又はふるさと寄附金基金）を活用しての要求を認めるものとする。なお、各基金を活用できる事業は、次のとおりであるため留意すること。

各部において、この枠内で事業の取捨選択や見直しを行い、各部長の最終的な判断により要求を編成すること。

【各基金を活用できる事業】

◆公共施設整備基金繰入金：

公共施設の除却経費（工事費、設計費、関連調査費等）、継続費設定済の事業

◆響創のまちづくり基金繰入金（合併特例分）：

市民の連帯の強化及び地域振興を図るための事業

◆響創のまちづくり基金繰入金（モーターボート競走事業収益金分）：

福祉や教育施策等、モーターボート競走事業の地域貢献のPRに資する事業

◆ふるさと寄附金基金繰入金：

唐津市がいつまでも光り輝くふるさとであり続けるための事業で、唐津市の将来への投資となる事業

7 歳入の確保及び新規の財源の発掘

(1) 既存事業であっても、位置づけの再整理や事業内容の見直しを行うことで国県支出金の交付対象とできる場合があるので、十分に財源の研究を行い、積極的に活用すること。

(2) 市税等の収納率の向上や各種財団等の助成金の活用のほか、使用料・手数料、負担金等を見直しを行うなど受益と負担の適正化を図ること。特別会計においては、一般会計繰入金の縮減を図ること。

また、今後見直しが必要なものは、改定時期を定め、早めに検討に着手し、市民への周知期間を確保すること。

(3) 市有財産の売払いや有効活用、広告事業の拡大、企業版ふるさと納税の活用など、新規の財源の掘り起こしとともに、新たな資金運用形態の検討や預託金の利率見直し等を積極的に行うこと。

8 事業費の見直し等

(1) 限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、スクラップ&ビルドを徹底し、すべての施策事業について、廃止を検討すること。

廃止ができない場合も、行政評価の結果等をふまえ、聖域を設けることなく抜本的な見直しを図り、事業の優先順位を洗い直し、ゼロベースの視点から見直しを行うこと。

(2) 新規・拡充事業については、既存事業の見直しにより財源を捻出するとともに、事業終期を設定した上で、事業期間内で成果目標を達成し、終期において事業廃止又は縮小するよう努めること。

あわせて、事業の必要性やスキーム等については、十分に部内での協議を行い、必要に応じ政策調整会議に諮るなど、予算査定において議論することのないよう留意すること。

なお、行政評価庁内審議委員会において審議されていない新規・拡充事業については、緊急性のあるものを除き、原則、予算計上を認めないことに留意すること。

- (3) 事業開始から３年を経過する事業や過去の査定で指摘のあった事業については、前例・慣例を踏襲することなく、事業効果、現在の市民ニーズ、所期の目的の達成状況等を検証し、継続の可否や再編・再構築の必要性を精査すること。

9 要求の留意点

- (1) 複数の部課に関係する事務事業については、事前に協議・調整を済ませておくこと。なお、協議・調整が不十分な場合は、予算計上を認めないことに留意すること。
- (2) DX推進や新規システム導入等については、行政マネジメント課及び情報政策課に必ず相談を行うこと（その場合も、システム導入検討委員会での審議は別途必要である）。
- (3) 施策経費については、第３次唐津市総合計画の施策体系に沿った事業立てを行うこと。なお、施策経費以外についても、細分化されすぎている事業の統合、巨大化した事業の分割、適切な予算科目への変更、事業名と事業内容が乖離している事業の名称変更など、予算事業の見直しを行うこと。
- (4) 各施策について、「広報・周知が不十分である」との指摘を踏まえ、広報プラン（ターゲット、手法、時期等）を十分に検討し、明確に記載すること。

10 その他

年間ベースで予算額を把握する必要があるので、例年補正で対応している県事業負担金等を除き、全て当初に予算要求を行うこと。